

第 5 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和 7 年 3 月 2 4 日

定 例 会

令和7年第5回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和7年3月24日
 招集の場所 越谷市中央市民会館4階 第16・17会議室
 開閉会日時 開会3月24日 午後 3時30分
 閉会3月24日 午後 5時47分

出席委員

教 育 長 職 務 代 理 者	野 口 久 男	委 員	渡 辺 律 子
委 員	山 口 文 平	委 員	東 宏 行

欠席委員 足 立 夢 実

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部長	青 木 元 秀
教育総務部 副 参 事 兼 教育総務課長	會 田 修	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 学 務 課 長 兼 小 中 一 貫 校 整 備 室 長	磯 山 貴 則
教育総務部 副 参 事 兼 生涯学習課長 スポーツ振興 課 長	川 澄 大 治 坂 卷 孝 二	指 導 課 長	千 嶋 淳 一
図 書 館 長	茂 木 実	給 食 課 長	平 野 浩 孝
生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	小 拔 麻衣子	教育センター 所 長	菊 池 邦 隆
大 相 模 公 民 館 長	飯 田 文 洋	学 校 管 理 課 調 整 幹	杉 田 直 也
		指 導 課 調 整 幹	二 瓶 剛
		給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	益 本 雅 行
		教育センター 調 整 幹	浜 崎 重 靖

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調 整 幹	鈴 木 理 香
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長職務代理者報告	
	・教育長職務代理者専決第6号について	秘 密 会
	・教育長職務代理者専決第7号について	秘 密 会
	・教育長職務代理者専決第8号について	秘 密 会
	議 案	
	・第 8 号議案 令和7年度越谷市教育行政重点施策の決定について	原案可決
	・第 9 号議案 越谷市科学技術体験センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第10号議案 越谷市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第11号議案 越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第12号議案 越谷コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第13号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	・第14号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	原案可決 (秘密会)
	・第15号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について	原案可決
	・第16号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第17号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第18号議案 越谷市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて	原案可決
	・第19号議案 越谷市教育委員会事務局職員の人事について	原案可決 (秘密会)
	その他	
	・令和7年3月定例市議会について	
	・「久伊豆神社本殿・神楽殿・手水舎」の国登録有形文化財（建造物）への正式登録に関する情報提供について	
	・令和6年度越谷市立小中学校教職員人事評価の最終評価結果について	秘 密 会

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	・ 令和 6 年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について	
	・ 令和 6 年度第 2 回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について	
	・ 令和 6 年度第 2 回越谷市いじめ防止対策委員会について	
	・ 越谷市いじめ防止対策委員会への諮問について	秘 密 会
	・ いじめ防止対策推進法第 2 8 条に基づく調査の実施について	秘 密 会
	・ 「旧山崎家住宅（油長）内蔵」の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する 情報提供について	
	・ 越谷市立小中一貫校整備PFI事業の建設工事進捗状況について	

◎開会の宣告

野口教育長職務代理者 それでは、これより3月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議に当たりまして、越谷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、足立委員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、本日の議事の進行について、教育長職務代理者専決第6号から8号、第13号議案、第14号議案及び第19号議案並びにそのほか報告3、7及び8については、人事案件及び個人情報が含まれる内容であることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長職務代理者 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 3時30分)

◎第8号議案 「令和7年度越谷市教育行政重点施策の決定について」

野口教育長職務代理者 それでは、第8号議案「令和7年度越谷市教育行政重点施策の決定について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、第8号議案 令和7年度越谷市教育行政重点施策の決定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の9ページをご覧ください。

第8号議案 令和7年度越谷市教育行政重点施策の決定について。

令和7年度越谷市教育行政重点施策を別冊のとおり決定するものとする。

令和7年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長職務代理者。

提案理由でございますが、第3期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度に重点的に取り組む施策を定めるため、提案するものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、別冊2、令和7年度越谷市教育行政重点施策についてをご覧ください。令和7年度教育行政重点施策の作成につきましては、前回の2月定例会においてご協議をいただいたところでございますが、その後、担当課所においてご協議いただいた内容を踏まえ、再度確認、調整を行い、最終案を取りまとめました。

前回からの主な変更点でございますが、15ページをご覧ください。「2教科等横断的な特色ある

教育課程の推進」の「児童生徒の生きる力を育む特色ある教育課程編成への支援」につきまして、教育行政方針との整合を図るため、「カリキュラム・マネジメントの確立」の文言を加え、記述を整理いたしました。

恐れ入りますが、29ページをご覧ください。「35地域人材を生かした活動の推進」の「学校応援団の運営と学習支援体制の整備」につきましては、「学校応援コーディネーター」の名称を修正いたしました。

続きまして、33ページをご覧ください。「4 人権教育推進事業の充実」の「人権教育の普及・啓発」につきましては、前回のご指摘を踏まえ、「家庭内の人権意識の高揚を主眼とした公民館における家庭内人権教育講座の開催」の掲載順の見直しを行いました。

続きまして、36ページをご覧ください。「8 活動機会の充実」の「市民の創作意欲の向上と普及を図る発表機会の提供」につきましては、教育行政方針との整合を図るため、文化総合誌「川のあるまち」の郵送販売などの販路開拓に関する記述を整理いたしました。

このほか、一部文言修正や、掲載写真の差し替えを行いました。記載内容に関わる大きな修正はございません。

今後のスケジュールにつきましては、本会議にて議決をいただいた後に、印刷、製本をし、令和7年4月4日に市内小中学校長に向けた説明会を開催する予定でございます。その後、4月中に市内の教育機関等へ配布し、周知を図ってまいります。

第8号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長職務代理者 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。今説明があったように、前回の協議に基づいて修正していただいたということなのですけれども、よろしいですか。

東委員。

東委員 前回の発言、意見を受けて修正をしていただいたことがよく分かりましたし、これで私はとてもよいと思います。

野口教育長職務代理者 これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長職務代理者 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第 9 号議案 「越谷市科学技術体験センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について」

◎第 10 号議案 「越谷市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について」

◎第 11 号議案 「越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について」

◎第 12 号議案 「越谷コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」

野口教育長職務代理者 続きまして、第 9 号議案から第 12 号議案につきましては、教育委員会規則の改正に係る関連した案件でございますので、一括して生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 恐れ入りますが、会議要項の 11 ページをお開きください。第 9 号議案から第 12 号議案までの 4 議案につきましては、関連がございますので、一括してご説明いたします。

このページの第 9 号議案「越谷市科学技術体験センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について」から、23 ページの第 12 号議案「越谷コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」につきましては、令和 7 年 2 月定例教育委員会会議にてご協議をいただきましたが、市長部局の市民活動支援課所管施設である地区センターにおいて、市等が使用する場合の施設使用料の減免申請の手続を省略するための規則改正を行うことに伴い、生涯学習課所管施設である科学技術体験センター、公民館、日本文化伝承の館こしがや能楽堂及び越谷コミュニティセンターの規則につきましても同様に改正するものでございます。

今回の改正内容につきましては、各規則において同様の改正を行うことから、はじめに第 9 号議案のご説明の後、各規則の改正内容を説明させていただきます。

それでは、第 9 号議案 越谷市科学技術体験センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。

第 9 号議案 越谷市科学技術体験センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市科学技術体験センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 24 日、越谷市教育委員会教育長職務代理者。

提案理由でございますが、越谷市科学技術体験センター使用料の減免に関する手続きの見直しを行うほか、所要の改正を行う必要があるので、提案するものでございます。

続きまして、資料、新旧対照表の 1 ページ及び 2 ページをご覧くださいと存じます。全ての規則において、今回改正する箇所につきましては、下線で示させていただいております。

主な改正内容につきましては、科学技術体験センターでは施設使用料の減免申請を省略する規定を設けていないことから、第 17 条第 1 項の規定について文言の整理を行うとともに、同条第 4 項として減免申請を省略する規定を新たに設けるものでございます。

続きまして、第 10 号議案 越谷市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定

についての改正内容をご説明いたします。

恐れ入りますが、資料、新旧対照表の3ページから5ページをご覧ください。

主な改正内容につきましては、施設使用料の減免申請を省略する規定である規則第19条第4項の規定に、市が使用する場合や、公民館使用者が天災その他まんまる予約システムにより予約した使用者の責めに帰することができない場合についても、減免申請を省略する規定を加えるものでございます。

続きまして、第11号議案 越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定についての改正内容をご説明いたします。

恐れ入りますが、資料、新旧対照表の6ページ及び7ページをご覧ください。

主な改正内容につきましては、同規則では科学技術体験センターと同様に施設使用料の減免申請を省略する規定を設けていないことから、第11条第3項として減免申請を省略する規定を新たに設けるものでございます。

続きまして、第12号議案 越谷コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料、新旧対照表の8ページから10ページをご覧ください。

主な改正内容につきましては、施設使用料の減免申請を省略する規定である規則第11条第3項の規定に、市や教育委員会が使用する場合や、まんまる予約システムにより予約した使用者が期日までに使用の取消しをした場合についても、減免申請を省略する規定を加えるものでございます。

また、同規則同条第1項第1号については、市や教育委員会が使用者の場合に限り申請を省略できることといたします。

第9号議案から第12号議案についてのご説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長職務代理者 これより本案に対し質疑、討論を行います。

はじめに、第9号議案 越谷市科学技術体験センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご質問またはご意見等はございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理者 これより第9号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長職務代理者 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第10号議案 越谷市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定につい

て、ご質問またはご意見等はございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理者 これより第10号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長職務代理者 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第11号議案 越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご質問またはご意見等はございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理者 これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長職務代理者 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第12号議案 越谷コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご質問またはご意見等はございますか。

東委員。

東委員 コミュニティセンター条例についてお聞きしておきたいのですが、第11条第1号については申請書を省略するのですよね。免除を受けようとする場合の申請書は省略と書いてあります。減額の場合、例えば第2号について小中学校が使う場合は基本使用料の100分の50に相当する額が減額と書いてありますが、これは申請書が必ず必要ということになるのでしょうか。教育委員会関係で学校が使うならば、申請書は要らないのではないかと思います。今回の改正では第2号や第3号は申請書を提出する必要があるということなののでしょうか。

野口教育長職務代理者 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 そのとおりでございます。使用料の100%を免除するものだけを今回の対象として、手続きの省略を考えております。コミュニティセンターの管理は指定管理者ということもございまして、金銭の取扱いをするため、どのような減額の手続きかをきちんと管理をさせていただく必要がございまして、現在はそのような形とさせていただいております。

野口教育長職務代理者 東委員。

東委員 指定管理者であれば仕方ないと思うのですが、一部改正の趣旨から、教育委員会の場合、免除申請は要らないということであれば、やはり学校教育で使う場合もできるだけ減額申請が要らないというように工夫してできればいいな、という意見です。

野口教育長職務代理者　今回はこの改定内容ですが、今後の検討材料として、今のご意見を取り入れていただければありがたいと思います。

川澄生涯学習課長　はい。

野口教育長職務代理者　他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理者　これより第12号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長職務代理者　ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第15号議案　「越谷市学校運営協議会委員の任命について」

野口教育長職務代理者　続きまして、15号議案「越谷市学校運営協議会委員の任命について」、指導課長から説明いたします。

指導課長。

千嶋指導課長　それでは、第15号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の35ページをご覧ください。

第15号議案　越谷市学校運営協議会委員の任命について。

令和7年度越谷市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命するものとする。

令和7年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長職務代理者。

提案理由でございますが、越谷市立越ヶ谷小学校他43校に学校運営協議会を設置するにあたり、越谷市学校運営協議会規則に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の37ページから53ページをご覧ください。越谷市学校運営協議会委員につきましては、越谷市学校運営協議会規則第7条第1項の規定により、原則として6人以内で組織するものとされております。

また、選出区分の1号委員は対象学校の所在する地域の住民、2号委員は対象学校に在籍する児童または生徒の保護者、3号委員は対象学校の運営に資する活動を行う者、4号委員はその他教育委員会が必要と認める者となっております。

任期は、同規則第9条第1項において1年と規定されており、今回任命させていただく委員の皆様方につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなり、委員の人数は小学校全体で164名、中学校全体で76名、合わせて240名となります。そのうち、小学校では新任が53名、再任が111名、中学校では新任が19名、再任が57名となります。

第15議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長職務代理者 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

東委員。

東委員 1号、2号、3号、4号委員の違いを説明いただいたとおり、2号委員は保護者、4号委員はその他教育委員会が認めた者で間違いありませんよね。そうすると、4号に保護者が、2号に元PTA副会長と記載があるものが見受けられます。例えば41ページの南越谷小学校学校運営協議会委員ですが、2号委員の備考欄に元PTA副会長とあります。4号委員の備考欄に保護者とあるのです。2号と4号が逆なのかなと思うのですが、保護者がなぜ4号委員に、元保護者がなぜ2号委員になっているのか、教えていただけたらと思います。

野口教育長職務代理者 指導課長。

千嶋指導課長 選出区分が4つに分かれてございますが、学校から選出区分に合ったそれぞれの委員という形で提出していただいております、先ほど申し上げたような区分にはなっております。教育委員会で、学校側から提出された内容をよく精査して、こちらは選出区分に合った委員の備考としてまいります。申し訳ございませんでした。

野口教育長職務代理者 学校教育部長。

青木学校教育部長 今、課長から説明があったとおり精査をさせていただきますが、可能性の一つとしてお聞きください。例えばこの2号委員ですけれども、元PTA副会長で、お子さんがまだいらっしゃるって保護者の可能性もあります。第1子のときに副会長をやって第2子ではやっていない、お子さんはまだ在籍しているのだけれども、引き続き元副会長としてやってくれませんかと学校が依頼した可能性はあると思われます。

また、4号委員に保護者とある可能性としては、公募という形で学校が委員を募集して、募集があるなしはあるのですけれども、その場合に保護者が応募してきたという可能性もございます。学校とは確認をさせていただきますが、そのような可能性もあるということでご承知おきいただければと思います。

野口教育長職務代理者 提案は委員としてご承認いただけるのですか、ということですね。選出区分に合った備考欄の件につきましては、後ほどの確認ということでよろしいですか。

指導課長。

千嶋指導課長 備考欄は、肩書という形で提出いただいているところなので、複数の肩書が書かれていた中の一つということもありますので、学校へ確認させていただきたいと思います。

野口教育長職務代理者 東委員。

東委員 私は自分で質問した立場ですけれども、別に変更までしなくてもいいと思います。学校が地域に根差して、学校の運営協議会として機能するということが大切です。中学校は、例えば50ページの富士中学校学校運営協議会委員は、5名中4名が1号委員で3号委員が1人だけの構成で、

あるいは53ページの大相模中学校学校運営協議会委員も1号委員が4名で2号委員が1名だけです。それは学校がしっかりと学校運営ができれば、私は問題ないと思うのです。ただ、いろいろな立場の人の意見を反映させながら方針を決定していくと考えたら、例えば2号委員が入っていないとか3号委員が入っていないというのはどうなのだろう、この学校運営協議会の趣旨というのが、その学校でちゃんと理解されているのだろうかと少し思ってしまうところがあります。

できるだけ1号、2号、3号、4号委員に分けたというのは、いろいろな立場の人に意見を言ってもらいたいということが趣旨だと思うので、それがこれでもできるという判断であるのであればよいと思うのです。ただ、意見としては、やはりこれはできるだけばらつきを持って、各号の委員がしっかり入るという趣旨で編成するのがよいと思います。

委員としてここで承認した後、何号委員かの変更となるというのは、私は異存ありません。もし変えるのであれば、変えていただいても構いませんし、特にその何号委員という名称にこだわっているわけではないので、内容にこだわっているということです。

野口教育長職務代理者 分かりました。

渡辺委員。

渡辺委員 教えていただきたいのは、各学校からの学校運営協議会委員候補の方は、校長先生からやっていただけないかと打診をして、このように提出されるものなののでしょうか。それとも、先ほどご説明にあった、まず公募をしてみてという形なのか、教えていただきたいのですけれども。

野口教育長職務代理者 指導課長。

千嶋指導課長 学校長がこの方にやってもらいたいのだということで委員候補をあげていただいて、委嘱するという形になります。

私も現場におりましたので、学校運営協議会委員の選出はなかなか苦労するところが実はございまして、選出区分4つそれぞれに委員がいるのが一番いいのかなと確かに思うのですけれども、なかなかそれが集まらない状況でございます。

野口教育長職務代理者 分かりました。では、次年度以降に委嘱するときにはきちんと学校からの提出内容を精査していただく、あるいは1号から4号までできるだけ幅広いご意見を聞けるような体制を取っていくということについて考えていただく、ということよろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

野口教育長職務代理者 他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理者 これより第15号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長職務代理者 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第16号議案 「越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について」

野口教育長職務代理者 それでは、続きまして、第16号議案「越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について」、教育センター所長から説明いたします。

教育センター所長。

菊池教育センター所長 それでは、第16号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の55ページをご覧ください。

第16号議案 越谷市障害児就学支援委員会委員の委嘱について。

越谷市障害児就学支援委員会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長職務代理者。

提案理由でございますが、越谷障害児就学支援委員会委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の57ページをご覧ください。越谷市障害児就学支援委員会につきましては、越谷市障害児就学支援委員会条例第3条第1項の規定により、委員15人以内で組織するものとされております。

委員の構成は、同条第2項の規定に基づき、1号委員として学識経験者、2号委員として医師、3号委員として教育職員、4号委員として児童福祉施設の職員、5号委員として関係行政機関の職員となっております。

なお、委員の任期は、同条例第4条において2年と規定されており、今回委嘱する委員の皆様につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

名簿は、選出区分、氏名、備考、任期の順に掲載しております。

それでは、順に読み上げさせていただきますが、任期につきましては、新任・再任の別のみ読み上げさせていただきます。また、敬称は省略させていただきます。

はじめに、1号委員といたしまして、小野里美帆、再任の1名でございます。

次に、2号委員といたしまして、桃木俊郎、再任。長根亜希子、再任の計2名でございます。

次に、3号委員といたしまして、古橋立哉、再任。品田英行、再任。菅野千尋、新任。園原慎二、再任。山本幸江、再任。石川有希、新任。太田和樹、再任。浅見正和、新任。加越しのぶ、新任。前田友美子、新任の計10名でございます。

次に、4号委員といたしまして、毛塚行子、再任の1名でございます。

最後に、5号委員といたしまして、柏木友子、再任の1名でございます。

以上の15名の委員構成でございますが、男性が6名、女性が9名で、女性の比率は60%となっております。また、新任の方は5名、再任の方は10名でございます。

第16号議案についてのご説明は以上でございます。

野口教育長職務代理者 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理者 これより第16号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長職務代理者 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第17号議案 「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について」

野口教育長職務代理者 続きまして、第17号議案「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について」でございますが、委員自己の一身上に関する内容が含まれる議案のため、ここで山口委員には一時ご退室いただきます。

〔山口委員退室〕

野口教育長職務代理者 それでは、第17号議案「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、第17号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の59ページをお開きいただきたいと思います。

第17号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について。

越谷市小中学校結核対策検討委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会につきましては、越谷市立小中学校結核対策検討委員会条例第3条第1項の規定により、委員5人以内で組織するものとされております。

委員の構成は、同条例第2項の規定に基づき、1号委員として学校医、2号委員として結核に関し専門的知識を有する医師、3号委員として保健所長となっております。

なお、委員の任期は、同条例第4条において2年と規定されており、今回委嘱する委員の皆様につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

表については、選出区分、氏名、備考、任期の順に掲載しております。

それでは、順に読み上げさせていただきますが、任期につきましては、新任・再任の別のみ読み上げさせていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員。

1号委員、岡本昌彦、再任。

1号委員、山口文平、再任。

2号委員、小泉昭、再任。

2号委員、相馬亮介、再任。

3号委員、原繁、再任。

令和7年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長職務代理者。

提案理由でございますが、越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の任期が令和7年3月31日をもって任期満了となることから、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

第17号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長職務代理者 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理者 これより第17号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長職務代理者 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

ここで、山口委員に入室いただきます。

〔山口委員入室〕

◎第18号議案 「越谷市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて」

野口教育長職務代理者 続きまして、第18号議案「越谷市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて」でございますが、委員自己の一身上に関する内容の議決のため、私は一時退室いたします。

なお、本議案に係る議事進行につきましては、渡辺委員にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長職務代理者 ご異議ないようですので、渡辺委員、よろしくお願いいたします。

〔野口教育長職務代理者退室〕

渡辺委員 それでは、教育長職務代理者より指名がありましたので、教育長職務代理者が退室の間、議事進行をさせていただきます。

第18号議案「越谷市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、第18号議案 越谷市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて、ご説明いたします。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項の9ページをお開きください。

第18号議案 越谷市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて。

越谷市教育委員会委員野口久男氏から辞職願が提出されたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、教育委員会の同意を求める。

令和7年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長職務代理者。

提案理由でございますが、委員の辞職は、「当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができる」と規定されていることから、提案するものでございます。

辞職願につきましては、令和7年3月18日付で、野口久男委員から教育委員会宛てに「一身上の都合により、令和7年3月31日をもって越谷市教育委員会委員を辞職したいので、教育委員会の同意をお願いしたい」旨の提出がございました。

また、同様に、当該地方公共団体の長の同意につきましても、野口久男委員から越谷市長宛てに辞職願が提出されておりますことを申し添えさせていただきます。

以上をもちまして、越谷市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

渡辺委員 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

渡辺委員 ないようですので、これより第18号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

渡辺委員 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

ここで、野口教育長職務代理者に入室していただきます。

なお、この後の議事進行につきましては、野口教育長職務代理者にお戻しいたします。

〔野口教育長職務代理者入室〕

◎その他 「令和7年3月定例市議会について」

野口教育長職務代理者 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和7年3月定例市議会について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、令和7年3月定例市議会の概要につきまして、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の61ページ及び62ページをご覧ください。まず、会期日程でございますが、2月25日から3月18日までの22日間にわたりまして、3月定例市議会が開催されました。

続きまして、63ページをご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、「財産の取得について（学校給食配送車）」他4件が上程され、全て原案のとおり可決されました。

次に、教育委員会関係の代表質問でございますが、会期日程にありますように、3月3日から5日の計3日間にわたりまして、市政に対する代表質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の63ページ中段から64ページ上段のとおり、5人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

令和7年度当初予算に関する議案につきましては、予算決算常任委員会分科会にて、3月7日、10日、11日及び12日の計4日間にわたり審査が行われ、可決されたところでございます。

また、3月11日に開かれました子ども・教育常任委員会における質問事項は、会議要項の64ページのとおりでございます。質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮ではございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

令和7年3月定例市議会についてのご報告は以上でございます。

野口教育長職務代理人 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理人 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「久伊豆神社本殿・神楽殿・手水舎」の国登録有形文化財（建造物）への正式登録に関する情報提供について」

野口教育長職務代理人 続きまして、「久伊豆神社本殿・神楽殿・手水舎」の国登録有形文化財（建造物）への正式登録に関する情報提供について」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 次に、久伊豆神社の国登録有形文化財（建造物）の正式登録についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の65ページをご覧ください。昨年11月の定例教育委員会会議において、久伊豆神社の本殿・神楽殿・手水舎の3件について、国の文化審議会文化財分科会の審議、議決を経て、国登録文化財に登録するよう文部科学大臣へ答申されたことをお知らせさせていただきましたが、3月13日の国の官報告示により、正式に国登録文化財に登録されました。

建造物の概要につきましては、恐れ入りますが、資料をご参照いただきたいと思います。

市民への周知につきましては、広報こしがや4月号や市ホームページへの掲載を予定しております。

久伊豆神社の国登録有形文化財（建造物）に関する情報提供についての説明は以上でございます。

野口教育長職務代理人 ただいまの説明に対してご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理者 なければ、この件については以上とします。

◎その他 「令和6年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」

野口教育長職務代理者 続きまして、「令和6年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、令和6年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の68ページをご覧ください。まず、資料上段の1 令和6年度休職者数でございますが、小学校6名、中学校2名、合計8名でございます。この中には、令和6年4月1日以前から引き続き休職処分となった者が2名含まれております。

なお、休職処分となった原因は、8名のいずれも精神疾患でございます。昨年度より2名増えております。

次に、資料下段の2休職者の年齢別内訳をご覧ください。年代別に見ますと、30代と40代が多い傾向が示されております。男女比につきましては、令和6年度は男性5名、女性3名となっております。

また、病名ですが、適応障害が3名、うつ病が4名、外傷性ストレス障害が1名です。

令和6年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてのご報告は、以上でございます。

野口教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 この8名の方は、昨年度より2名増加ということですが、最近の経年変化というのでしょうか、だんだんと増えているのでしょうか。

野口教育長職務代理者 学務課長。

磯山学務課長 令和5年度が6名、令和4年度が8名、令和3年度が10名と、徐々に減ってはいるのですが、大体この値で前後している状況でございます。

野口教育長職務代理者 山口委員。

山口委員 減っているということですが、以前はもう少し10名以上ということもあったのですか。

野口教育長職務代理者 学務課長。

磯山学務課長 以前には、平成29年度のピークについては15名と、2桁を超えているところがありました。ここ数年を見ても、いわゆるメンタルヘルスの対策等が功を奏して、病休それ

から休職も減っているという状況でございます。

野口教育長職務代理者 渡辺委員。

渡辺委員 教えていただきたいのですけれども、近隣の市町村に比べてどうなのでしょう。

野口教育長職務代理者 学務課長。

磯山学務課長 大変申し訳ございません。近隣の市町、やはりデリケートな問題でなかなか数字が提供されないところでございますが、国、県と比べてみますと、令和5年度の数値は、国の休職者数が7,119名、割合としては0.77、県が308名、県の割合としては0.76、それに対しまして越谷市は、令和5年度は6名、市の割合としては0.48と、国、県よりも数値としては低いという状態でございます。

渡辺委員 ありがとうございます。

野口教育長職務代理者 他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理者 他になれば、この件については以上といたします。

◎その他 「令和6年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」

「令和6年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」

野口教育長職務代理者 続きまして、「令和6年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和6年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」は関連があるため、一括して指導課長から説明いたします。

指導課長。

千嶋指導課長 それでは、令和6年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び越谷市いじめ防止対策委員会について、ご報告いたします。なお、2つの会議は相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の69ページをご覧ください。はじめに、越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、本連絡協議会は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処に関係する機関及び団体の連携を図るために設置されたものです。

第2回の本連絡協議会は、令和7年1月20日、委員10名中、6名の出席と2名の代理出席をもって開催いたしました。会議は一部非公開でしたが、傍聴者はいませんでした。

本会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに本連絡協議会の趣旨に基づき、いじめ防止等に関わる関係機関及び団体間の連携を図り、情報を共有することをねらいとし、参加団体からの具体的な取組を発表していただき、それを踏まえた協議を行いました。今回は、さいたま地方法務局越谷支局及び越谷人権擁護委員協議会越

谷部会選出の委員より、それぞれの所属における取組についての発表を行い、その発表を受けて協議を行いました。続いて、事務局から、市教育委員会主管のいじめ防止等に係る取組について報告を行いました。

詳細については、恐れ入りますが、「6 議事等の概要」以降をご参照いただきたいと存じます。

続きまして、会議要項の82ページをご覧ください。越谷市いじめ防止対策委員会についてですが、本委員会は児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を実効的に行うために設置されたものです。

なお、本委員会は、「いじめによる心身への重大な被害など、重大事態が発生し、教育委員会が当該事案に係る調査を行う場合においては、いじめ防止対策委員会が調査を担うこと」、「いじめ問題対策連絡協議会の開催後に委員会を開催し、連絡協議会における協議内容等を踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について、具体的に協議できるよう配慮するものであること」という役割や特徴があることを補足いたします。

第2回の本委員会は、令和7年1月30日、委員全5名の出席をもって開催いたしました。会議は一部非公開でしたが、傍聴者はいませんでした。

会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに、事務局から、市教育委員会主管のいじめ防止等に係る取組と、市のいじめ等の状況について報告を行いました。委員の皆様から、今後に向けた貴重なご意見をいただきました。

詳細については、恐れ入りますが、「6 議事等の概要」以降をご参照いただきたいと存じます。ご報告は以上でございます。

野口教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 議事録で気になったところがあるのですが、85ページの一番上の黒丸のところ、

「いきいきアンケートの重要性に対する学校の認識が低い傾向があるということが我々もこの調査でわかった」というのは、どこから分かったのでしょうか。実際に学校の認識としては、いきいきアンケートの意義というのは低いのですか。

野口教育長職務代理者 教育委員会の捉え方としてですよね。事務局からの回答や説明の中で、「アンケートの重要性に対する学校の認識が低い傾向がある」ということですから。

指導課長。

千嶋指導課長 こちらは、いきいきアンケートで認知されていないと思われる人数に対してどんな取組ができているかというところなのですが、アンケートで出てきているところと、学校でそれをいじめとして認知しているということには差があるところがあります。子どもは訴えてきてはいるのですが、学校がそれをいじめとして認知していない、ただのトラブルとしているというところ。差が出てしまっているところを、事務局としてもこのように

お答えをしたものです。学校にやはりいきいきアンケートに対しての意識を高めてもらうことが必要だというような、回答をさせていただきました。

渡辺委員 分かりました。学校側が、いきいきアンケートの結果をうまく活用できていない、捉えられていないということですね。

野口教育長職務代理者 指導課長。

千嶋指導課長 アンケート結果を踏まえて、学校が対応できるように考えていかなければいけないところがあると思っております。

野口教育長職務代理者 事務局としては、子どもの意見を反映させてくださいと指導していきたい、ということによろしいですか。

指導課長。

千嶋指導課長 やはり学校にもいきいきアンケートも踏まえて細かく見ていくということは、教育委員会が指導していく必要があると思っております。

野口教育長職務代理者 よろしいですか。

渡辺委員 分かりました。

野口教育長職務代理者 関係者の方々に活発にご議論いただいているという印象を私は持ったのですけれども、またこういった話合いの中で出た意見を次にいかしていただければなと思いました。他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理者 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「旧山崎家住宅（油長）内蔵」の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供について」

野口教育長職務代理者 続きまして、「旧山崎家住宅（油長）内蔵」の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供について、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 それでは、「旧山崎家住宅（油長）内蔵」の国登録有形文化財（建造物）の登録についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項の23ページをご覧ください。過日、新聞等で報道がございました「旧山崎家住宅（油長）内蔵」の国登録有形文化財（建造物）の登録について、登録にあたり文化庁との調整を行いました埼玉県教育委員会から、文化庁の報道発表の概要が送付されました。

まず、1文化庁の報道発表の概要でございますが、国の文化審議会は、令和7年3月21日開催の同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、越ヶ谷三丁目に所在する「旧山崎家住宅（油長）」

内蔵」を登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申しました。

この結果、国の官報告示を経て、正式に国の登録有形文化財（建造物）となる予定と報道発表されたところでございます。

2 登録見込み建造物の概要でございますが、（１）所在の場所、（２）山崎家（油長）及び内蔵の概要、続いて24ページの（３）内蔵の主な特徴・評価、（４）建築年代及び登録基準につきまして、恐縮ですが、資料をご参照いただきたいと思います。

次に、3 国登録有形文化財（建造物）の概要でございますが、令和7年3月1日現在における全国の登録数は1万4,262件、埼玉県では214件となっております。

登録基準につきましては、文化財保護法に基づき、建築後50年を経過している建造物で、資料にございます3件の基準のいずれかにあてはまるものが対象となります。旧山崎家住宅（油長）内蔵は、「②造形の規範となっているもの」に該当いたします。

恐れ入りますが、25ページをご覧ください。（３）越谷市の登録有形文化財につきましては、「旧山崎家住宅（油長）内蔵」が登録されることにより、6か所17件となります。このうち「旧山崎家住宅（油長）内蔵」を含む4か所は旧日光道中沿いにあり、東武スカイツリーライン越谷駅から徒歩20分程度で回遊することができます。

続いて、26ページをご覧ください。4 施設の利活用・運営に関することでございますが、「旧山崎家住宅（油長）内蔵」は、経済振興課が所管する施設となっており、地域交流拠点「油長内蔵」として公開をしております。詳細は、資料をご参照いただきたいと思います。

なお、市民への周知につきましては、先ほども説明をさせていただきましたが、「久伊豆神社」と併せまして、広報こしがや4月号及び市ホームページへの掲載を予定しております。

「旧山崎家住宅（油長）内蔵」の国登録有形文化財（建造物）についてのご説明は以上でございます。

野口教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますでしょうか。

山口委員。

山口委員 貴重な文化財なので、なるべく市民の方がアクセスしやすいことが大事かなと思うのですが、この施設は運営協議会で用意していただいているということですが、自由に使えるような施設なのでしょうか。

野口教育長職務代理者 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 そのように伺っておりますが、27ページ以降一部写真を掲載させていただいておりますが、こういったところもご覧いただける施設と思っております。

野口教育長職務代理者 他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理者 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「越谷市立小中一貫校整備PFI事業の建設工事進捗状況について」

野口教育長職務代理者 続きまして、「越谷市立小中一貫校整備PFI事業の建設工事進捗状況について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、越谷市立小中一貫校整備PFI事業の建設工事状況につきまして、ご報告いたします。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項の31ページをご覧くださいと存じます。はじめに、（仮称）川柳学園校舎建設工事の状況でございますが、川柳小学校高学年棟の建設に向け、くい工事、山留工事、土工事、基礎下・耐圧版下に捨てコンクリートの打設工事を終え、現在、基礎工事の型枠工事、配筋工事を進めているところでございます。

続きまして、会議要項の32ページをご覧ください。（仮称）蒲生学園建設工事の状況でございますが、小中一体型小中学校の建設に向け、旧蒲生小学校の外構解体工事、地盤改良などの準備工事を終え、敷地を3つの工区に分けて建設工事を進めております。それぞれの工区において、くい工事、山留工事が完了しており、現在、基礎工事の根切工事を進めているところでございます。

なお、両学園の建設工事の進捗状況につきまして、全体工程表（案）として、会議要項の33ページに（仮称）川柳学園の工程表（案）を、会議要項の35ページに（仮称）蒲生学園の工程表（案）をそれぞれ掲載しており、両学園ともおおむね順調に建設工事が進められておりますが、（仮称）川柳学園につきましては、およそ10日間、（仮称）蒲生学園につきましては、およそ15日間の遅れが生じております。躯体工事等全体工事日程の中で、工事の遅れを調整していく予定であり、学園開校に遅れが生じることがないようPFI事業者と連携を図りながら進めてまいります。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業の建設工事進捗状況についてのご報告は、以上でございます。

野口教育長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 改めて工事現場の写真見ると、かなりめちゃくちゃ広い場所ですね。地図で見ると、多分サンシティよりも広い土地ですね。これは本当にすごく防災拠点とか、そういった使い方もあると思うのですが、その他に市民に、この広い土地を何かに使えるように、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

野口教育長職務代理者 学務課長。

磯山学務課長 特に（仮称）蒲生学園につきましては、今までの2校分の敷地を1校にして使えるということで、広い校庭が使えます。今お話がありました地域の防災拠点としての役割を担うことにつきましては、今まで蒲生地区は総合防災訓練を南中で実施していたという経緯があり、やはり地元でやらなければという地域の方々の期待感は大変大きなものでございます。併せて、避

難所としての機能を有し、かまどベンチなど有事の際に使えるような形になっております。また、200メートルトラックが2つ取れる大きな校庭でございますので、当然のことながら地域に開放するなど、様々な用途の中で活用していただきたいと教育委員会としても考えているところでございます。

野口教育長職務代理人 他にございますでしょうか。

東委員。

東委員 1点だけ質問で、(仮称)蒲生学園の工程表を見ていて、引渡しが令和8年と9年で2回行われるのです。同じ北棟に書いてあって、南棟は、その前に令和8年8月に移転と書いてあるのですが、ここの引渡しがなぜ2回に分けているのかというのが理解できなかったもので、教えていただけたらと思います。

野口教育長職務代理人 学務課長。

磯山学務課長 (仮称)蒲生学園につきましては、新しい校舎を建てた後に、現在の蒲生小学校を解体して更地にして校庭にするという状況でございます。最初の引渡しは、新しい校舎ができて、今ある校舎からそこに引っ越しをするということで、校舎の引渡しをするということがまず1つです。

校舎の引渡しをして子どもたちが引っ越した後に、今の蒲生小学校の校舎を解体して更地にして校庭を整備、最終的にそれを引き渡すということで、第1期工事、第2期工事という2段階という形の工事工程となっているところから、引渡しは2回になっている状況でございます。

野口教育長職務代理人 よろしいでしょうか。

東委員 分かりました。

野口教育長職務代理人 他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長職務代理人 なければ、以上を踏まえて進めてください。

秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、4月24日木曜日、午後3時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

野口教育長職務代理人 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

野口教育長職務代理人 それでは本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

(午後 5時47分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教育長職務代理者

野 口 久 男

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 平

委 員

東 岩 行

書 記

教育総務課調整幹

鈴木 理香